

2011年3月28日

厚生労働大臣
細川 律夫 殿

社団法人 全国腎臓病協議会
会長 宮本 高宏
〒170-0002 東京都豊島区巢鴨 1-20-9
巢鴨ファーストビル 3F
TEL 03(5395)2631 FAX 03(5395)2831

東北地方太平洋沖地震発生にともなう 被災透析患者の避難地域での対応について要望（お願い）

3月11日、東北・三陸沖を震源として発生した東北地方太平洋沖地震による震災および福島県での原子力発電所の震災により、人工透析患者も多数被害を受け全国各地に避難をしています。震災発生から2週間以上経過し、被災した透析患者の多くは、応急の避難所で、厳しい環境の中、避難生活を送り透析治療を受けています。

近年透析患者においては、高齢化と糖尿病性腎症患者の増加により障害の重度化や重複した患者が増加しています。今回、被災者の多くは高齢者などで、震災による緊急避難のため十分な生活必需品も携帯出来ず、着の身着のまま避難をしているのが実情です。

厚生労働省および地方自治体では、被災者の受入体制にご尽力いただいておりますが、一部の避難所では十分な対応がされていません。

つきましては、人工透析患者について避難先での生活及び透析治療について下記のとおり要望いたします。

記

1. 避難所での生活環境(特に寒さ対策)や食事などについて透析患者(特に高齢患者や糖尿病性腎症患者)への配慮をお願いいたします。
2. 避難所でのCAPD(持続携帯式腹膜透析)患者への医学的援助をお願いいたします。
3. 透析患者の避難所から透析治療医療機関への通院送迎をお願いいたします。
4. 避難所から早急に、避難者受入住宅や医療機関などへの入院・入所が出来るようお願いいたします。

以上